

常滑市教育委員会告示第 8 号

常滑市文化財保護条例（昭和51年常滑市条例第22号）第18条第 6 項の規定により、下記のとおり常滑市無形文化財の技術保持者の認定が解除されたので告示する。

令和 7 年 8 月 29 日

常滑市教育委員会
教育長 土 方 宗 広

記

無形文化財の名称	常滑焼工法「大物ヨリコ造り」	
認定解除する技術保持者	氏 名	前川 賢吾
	住 所	常滑市北条
認定解除の理由	死亡による	
認定解除の年月日	令和 7 年 7 月 24 日	